

公益財団法人不動産流通推進センター常勤役員報酬規程

(昭和56年2月5日規程第7号)
改正(昭和57年3月9日)
改正(昭和59年1月24日)
改正(昭和60年3月7日)
改正(昭和61年3月17日)
改正(昭和62年3月13日)
改正(昭和63年3月17日)
改正(平成元年3月20日)
改正(平成2年1月24日)
改正(平成2年11月16日)
改正(平成4年3月12日)
改正(平成4年11月11日)
改正(平成5年11月19日)
改正(平成6年12月1日)
改正(平成7年12月1日)
改正(平成8年12月1日)
改正(平成9年12月1日)
改正(平成10年12月1日)
改正(平成14年12月1日)
改正(平成15年12月1日)
改正(平成17年1月1日)
改正(平成19年1月1日)
改正(平成21年5月29日)
改正(平成24年4月1日)
改正(平成27年4月1日)
改正(平成27年8月11日)

(総 則)

第1条 定款第36条に規定する評議員会において別に定める公益財団法人不動産流通推進センター(以下「センター」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)に対する報酬及び通勤に要する費用の支給基準については、この規程の定めるところによる。

(報 酬)

第2条 役員の報酬は、年俸とする。

2 役員の報酬は、当財団の資産及び収支の状況を勘案し、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法第95号)第6条に規定する指定職俸給表が適用される職員が受ける年間給与に準じ、次の各号に定める範囲内で理事長が別に定める。

- 一 副理事長 指定職俸給表 3号俸
- 二 常務理事 指定職俸給表 1号俸

(報酬月額)

第3条 報酬は、年俸の12分の1を毎月支給する。

(支給定日及び支給方法)

第4条 報酬月額の支給定日は、毎月23日とする。ただし、その日が休日又は土曜日に当たるときには、その日前において、その日に最も近い、休日又は土曜日でない日とする。

2 報酬月額は、法令に基づき、その役員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、本人が希望する場合には、本人が指定する預金口座に振り込むものとする。

3 月の初日以外及び月の末日以外の日において就任又は退任した役員の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した役員に対する当該月分の報酬月額は、前条に規定する額の全額を支給する。

(通勤に要する費用)

第5条 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする役員に対して通勤に要する費用を支給する。

2 通勤に要する費用の額は、第1項に規定する役員について、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

3 通勤に要する費用は、支給単位期間に係る最初の月の第4条第1項に規定する報酬月額の支給定日に支給する。

4 通勤に要する費用を支給される役員につき、退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤に要する費用の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(端数の処理)

第6条 この規程による報酬計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行う。

第7条 第1条から前条までに定めるもののほか、役員の報酬の支給に関して必要な基準は、評議員会において別に定める。

附 則

この規程は、昭和55年11月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和57年3月9日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和59年1月24日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和60年3月7日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和61年3月17日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和62年3月13日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和63年3月17日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この改正規定は、平成元年3月20日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成2年1月24日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成2年11月16日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成4年3月12日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成4年11月11日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、第7条に規定する地域手当の率は、平成5年3月31日までは10/100、平成5年4月1日から平成6年3月31日までは11/100とする。

附 則

この改正規程は、平成5年11月19日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成6年12月1日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成7年12月1日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成8年12月1日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成9年12月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成10年12月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行し、平成21年6月に支給する通勤に要する費用から適用する。

附 則

改正後の規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成27年8月11日から施行する。